

一般ガス事業者から認可申請された 託送供給約款の審査の進め方について

(趣旨)

本年7月末に一般ガス事業者127社から認可申請のあった託送供給約款の審査の進め方についてご審議いただく。

1. 経緯

本年7月末に、一般ガス事業者127社から経済産業大臣又は各経済産業局長に対し、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第18条第1項の規定に基づき、託送供給約款の認可申請があった。本申請について、8月1日付けで本委員会へ意見聴取が行われた。

2. 審査の進め方（案）

(1) 現行の供給約款の審査方法

一般ガス事業者の供給約款（小売料金を含むもの）の審査については、以下のように行うこととされている（詳細は参考1を参照）。

- ・大手3社（東京ガス、大阪ガス及び東邦ガス）の審査は、公開の場における委員会形式で外部専門家の知見を活用し、審査を行う。
- ・準大手7社¹（北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス及び西部ガス）については、行政が個別に意見を聴取するなどにより外部専門家の知見を活用し、審査を行う。
- ・それ以外の事業者は、経済産業省又は各経済産業局において審査する。

(2) 今回の託送供給約款の審査の進め方（案）

今回の託送供給約款の審査についても、これまでのガス供給約款の審査と同様の方法で行うことが適当であると考えられる。具体的には、以下のよう
に審査することとしてはどうか。

①東京ガス、大阪ガス及び東邦ガス

料金審査専門会合（公開）において審査する。

②北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス及び西部ガス

本委員会事務局又は各経済産業局監視室が、料金審査専門会合の委員から個

¹ 大手3社以外の、各都市に係る供給戸数15万戸以上の事業者

別に意見を聞きつつ、審査する（当該委員からの指摘事項は後日公表する）。

③その他の 117 社

本委員会事務局又は各経済産業局監視室が審査する。

なお、②及び③についても、料金審査専門会合における①に係る議論を反映しつつ審査することとし、本委員会又は料金審査専門会合はその審査状況について適宜報告を受け、審査が適切に行われているか確認することとする。

また、①～③の審査にあたっては、経済産業省及び各経済産業局が実施する意見募集（パブリックコメント）で寄せられた意見も踏まえて審査を行うこととする。

（参考 1）ガス料金制度小委員会報告書（平成 25 年 10 月 25 日）の抜粋

値上げ認可時の審査に当たっては、料金査定を行う上での技術的な手法の検討や原価の妥当性を評価するための前提となる調査など外部専門家による知見を活用することが適当である。

その対象事業者の範囲については、値上げの影響を受ける需要家数等を勘案し、例えば、物価関係閣僚会議に付議すべき一般ガス事業者及び消費者庁に協議すべきものとして各都市に係る供給戸数 15 万戸以上の一般ガス事業者とすることが考えられる。

外部専門家の活用の際には、公開の場における委員会形式で行うことが望ましい。ただし、上記のうち後者に該当する一般ガス事業者については、委員会形式の実施により期待される効果に比して事業者がその対応に要する費用が過度に上回ることがないよう、外部専門家と行政が情報通信機器の活用などにより一対一で質疑応答を行い、その内容を公表するといった形により実施することも許容すべきではないか。

（参考 2）本省と各経済産業局の所管について

申請事業者 127 社のうち、東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、西部ガス及び東部ガスを除く 122 社の託送供給約款の認可に係る経済産業大臣の権限は、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 49 号）第 4 条の規定に基づき、各経済産業局長に委任されている。

また、本年 6 月 6 日に開催された委員会での審議結果に基づき、同 122 社の託送供給約款の認可に対する意見に係る本委員会の事務も、各経済産業局長に委任されている。